

「地方財政改革の提言～地方交付税削減を改革の第一歩に (経済同友会4.18)」に対する反論

平成17年4月27日

地方六団体

1 財政危機の要因が地方交付税にあるというのは、全くの事実誤認

現在の財政危機は、国の経済政策の帰趨であり、公共事業拡大のための国債の増発や、減税を実施し、地方にも同様の財政運営を強いてきたことの結果である。

地方は自主的に国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきており、あたかも地方交付税が財政危機を引き起こしているかのような議論は、全くの事実誤認である。

【過去10年の国と地方の歳出総額の推移(H7=100)】

平成16年度

国の一般歳出 108.1 (増: 8.1%)

地方の一般歳出 85.6 (減: 14.4%)

【定数削減の状況】

平成7年 平成16年

国家公務員定数 85万7千人 82万3千人 (減: 3万4千人)

地方公務員 117万5千人 106万9千人 (減: 10万6千人)

(一般行政)

注)平成16年の国家公務員定数は平成13年から平成16年まで独立行政法人等へ移行した定数49万人を単純加算のうえ試算したものである

2 国の財政破綻回避のための地方交付税の一方的な削減は、地方自治を破壊するもの

国の財政破綻回避のために地方交付税を一方的に削減することは、住民サービスの大幅な低下を招き、地方の自主的な政策を全く不可能にするものであり、地方自治を破壊するものである。

3 地方交付税は地方の固有財源であり、地方財政の自立に不可欠なもの

地方交付税は、地方の固有財源(国が地方に代わって徴収する地方税)で、国の法令等で実施を義務付けられている国民生活に必要な行政サービスを確保するための財源を保障し、地域間の財政力格差を調整するものであり、地方財政の自立に不可欠なものである。地方歳出削減を国の責任において実現するとし、地方歳出を国が査定するがごとく、一方的に削減するのは、地方分権の流れに逆行するものである。

4 8兆円の地方交付税の不足は、本来、地方交付税の法定率の引き上げで対応すべきもの。単なる地方交付税の削減は、国の責任を放棄する本末転倒の議論

地方交付税の不足額は、本来地方交付税の法定率分の引上げで対応すべきものである（第6条の3第2項）。しかし、国の財政難を理由に、地方交付税特別会計借入、臨時財政対策債等で対応することを余儀なくされ、やむを得ず地方が協力して行っているもの。

それを法定率分のみが地方交付税の総額であって、不足する部分は国が恩恵的に地方に手当しているとするがごとき立論は、地方交付税制度を曲解する本末転倒の議論である。

5 今最も必要な改革は、税源移譲と国庫補助負担金の改革

地方財政が住民のコントロールの下で、地域のニーズに即して運営されるためには、地方財政の自立が不可欠である。このためには、国から地方への税源移譲による地方自主財源の充実と、国が地方をコントロールする手段となっている国庫補助負担金の改革が何よりも重要である。

6 本提言は、2002年の提言の無責任なつまみ食い

2002年の提言が「税源移譲、財政調整、国庫支出金の改革に歳出削減を含めた四位一体改革」としていたのに、何故今回の提言において、「交付税削減・地方歳出削減」のみに的を絞ったのか、全く理解に苦しむ。前回の提言のうち、単に国の財政再建に資する部分をつまみ食いしたものであり、前回にもまして地方財政の実態を無視した無責任な提言となっている。